（案）

業　務　委　託　契　約　書

１．委託業務の名称　道女木遺跡整理作業に伴う礫石錘等実測図・トレース図作成業務委託
２．委　託　期　間　令和８年　　月　　日から令和９年３月１９日まで

秋田県埋蔵文化財センター所長　袴田　道郎（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）は、上記事項について、次の条項により契約を締結する。

第１条　乙は、別添仕様書に基づき、契約期間内に委託業務を完了するものとする。
第２条　甲は、必要あるときは業務の内容を変更し、または、委託業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託金額または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
第３条　正当な理由により期限内に委託業務を完了できない場合は、乙は甲に対してその理由を付し期限の延長を求めることができる。
２　前項の場合において、甲は正当と認めたときは、乙と協議して延長日数を定めるものとする。
第４条　本契約にかかる業務委託料は　　円とし、内取引に係る消費税及び地方消費税は　　円とする。
第５条　乙は、受託業務を完了したときは、すみやかにその旨を甲に通知し、甲の検査を受けるものとする。
２　甲は、委託業務の内容を検査し、適当と認めたときは乙の請求により当該書類を受理した日から３０日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。
第６条　契約保証金は　　円とする。（※納付の場合）
甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第１７８条第　号により免除する。
（※免除の場合）
第７条　乙は、本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。
第８条　甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は乙の責に帰する事由により損害をうけた場合は、契約を解除し、損害の賠償を求めることができる。
第９条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

甲　　秋田県大仙市払田字牛嶋２０番地
秋田県埋蔵文化財センター
所　長　　袴　田　　道　郎

乙